

様式第 9 号

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚 1-54-5	1-002942

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2. 指 名 停 止 措 置 期 間

令和 3 年 9 月 17 日 ～ 令和 3 年 10 月 16 日 (1 か月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事等

4. 事実概要

ニッタン株式会社の使用人は、同社が一次下請として施工中である関東地方整備局発注の「警視庁警察学校(19)電気設備改修工事」において、令和3年3月22日に工事で発生した電線等有価材を施設管理者である警視庁に引き渡した後、令和3年6月14日に、既に警視庁に引き渡した電線を保管場所から盗んだとして、窃盗の疑いで令和3年6月23日までに警視庁に逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ、ウ (略)	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)